

「下水道に関する悪臭対策マニュアル」

平成29年12月

郡山市 上下水道局 下水道保全課

目 次

1 マニュアルの目的	・・・・・・・・・・・・	P 1
2 悪臭発生のメカニズムと原因	・・・・・・・・・・・・	P 2
3 原因の特定	・・・・・・・・・・・・	P 4
(1) 臭気調査		
(2) 現地調査		
4 上下水道局における対応	・・・・・・・・・・・・	P 6
(1) 下水道施設における対策		
(2) 建物管理者への改善要請		
(3) 対策効果の確認・追跡調査		
5 建物管理者における対応	・・・・・・・・・・・・	P 10
(1) ビルピットの管理、改善		
(2) 建物内排水管の確認、修繕		
参考資料		
用語解説	・・・・・・・・・・・・	P 13
関係法令について	・・・・・・・・・・・・	P 14
下水道法関係		
悪臭防止法関係		
ビル衛生管理法関係		

1 マニュアルの目的

ここ数年、本市の駅前や大町、本町地区などの市街地において、下水道の悪臭に関する苦情が多く寄せられており、年々増加している傾向にあります。

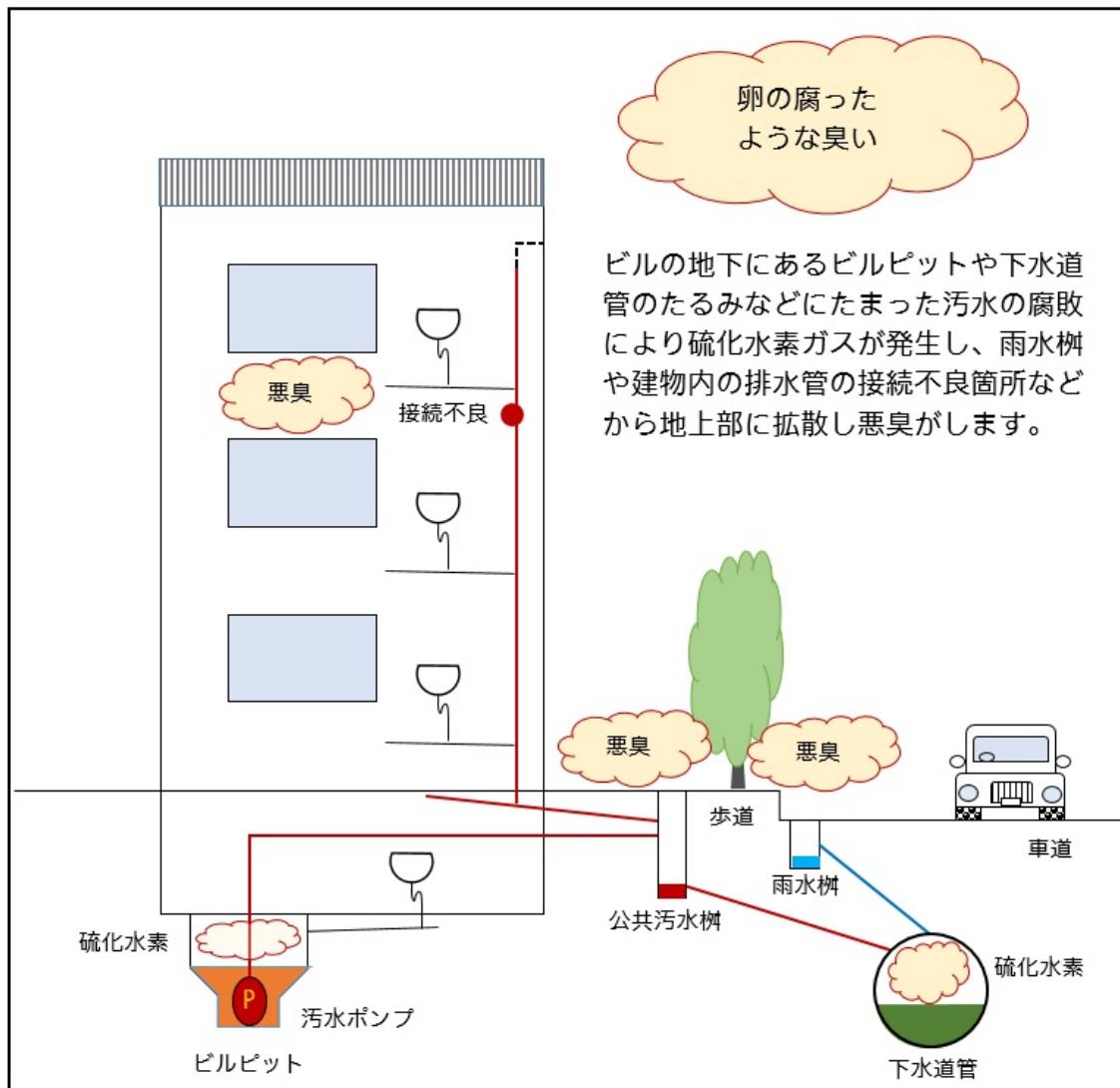
これらの地区は、汚水と雨水を同じ下水管で処理する合流式下水道区域となっており、分流式に比較して、悪臭が拡散しやすい構造ではありますが、下水道の悪臭対策については、下水道施設からの硫化水素発生の抑制と臭気の地上や建物内部への拡散防止の双方の対策を実施する必要があります。また、原因箇所についても、一箇所では無く、複数箇所存在することがほとんどであることから、原因の特定及び悪臭の解消は簡単では無く、解決に長い時間が掛かっているのが現状です。

しかしながら、これら合流式下水道区域は商業施設や事業所、公共公益施設や医療施設等が集積する本市の中心市街地であり、郡山市の顔というべき地区における悪臭発生は、中心市街地を訪れた多くの市民や来訪者に不快な印象を与え、本市の都市イメージを大きく損ねる問題であります。

のことから、より迅速かつ効果的に、悪臭対策を進められるよう、上下水道局が実施する悪臭の調査や原因特定の手法、また、下水道施設における対策などをまとめるとともに、悪臭解消のため、建物の所有者が行う必要がある建物内の排水設備の管理・改善方法などを分かりやすくマニュアルとしたしました。

今後は、このマニュアルを活用することにより、上下水道局の担当者や建物の所有者が悪臭のメカニズムや原因を正しく理解し、的確な対策を実施することにより、下水道の悪臭軽減を図ってまいりたいと考えております。

2 悪臭発生のメカニズムと原因



悪臭発生のメカニズム

ビルピットや下水管のたるみに汚水が滞留



滞留した汚水の腐敗の進行により硫化水素の発生



硫化水素ガスが下水管内に放散



建物内の接続不良箇所や雨水樹などから悪臭が放出

悪臭の原因について

下水道に起因する悪臭については、下水道施設からの硫化水素※の発生と発生した硫化水素が下水道管を伝わって、雨水樹や建物内の排水管の接続不良箇所などから地上部に拡散し、生活環境に影響を及ぼしていることが一番の原因です。また、悪臭発生箇所が複数個所ある場合もあります。

① 臭気の発生

●下水道管からの硫化水素の発生

下水道本管のたるみに汚水が滞留し、時間の経過とともに、汚水が腐敗することにより硫化水素が発生、降雨時など大量の雨水が流れた時に攪拌され、硫化水素が下水道管内に充満します。

(流量が少なく管内のたるみに汚水が長時間留まってしまう箇所で発生しやすい)

●ビルピットからの硫化水素の発生

建物地下のビルピット※に溜められた汚水が、時間の経過により腐敗し、排水ポンプの稼動時に、汚水と一緒に下水道管内に排出され管内に充満します。

〔排水ポンプ汲み上げの稼動が少ないピット、ピット容量が大きい、流入量が少ない等の箇所で発生しやすい〕

② 地上部への臭気の拡散

●雨水樹からの拡散

下水道管内に充満した硫化水素が、雨水樹から地上部に拡散します。

雨水樹等に防臭弁が設置されていても、隙間や劣化、破損箇所から臭気が漏れてしまうことがあります。

●建物内の排水管不具合箇所からの拡散

排水管の接続不良や破損箇所、また、防臭トラップ※の未設置などにより、下水道管から建物内に硫化水素が侵入します。

また、下水道以外の原因として、駅前周辺の合流地区については、下水道からの悪臭のほか、飲食店等の生ゴミや猫の糞尿による悪臭、排水溝に堆積したごみ（タバコ吸殻等）による悪臭、また、分流地区においては、浄化槽の処理不良による悪臭などが考えられます。

3 原因の特定

(1) 臭気調査

① 検知管を用いた調査

ビルピット臭気を根本的に解決するためには、発生源となるビルを特定し、発生源ビルの管理者に対し臭気対策を行うよう指導することが重要です。

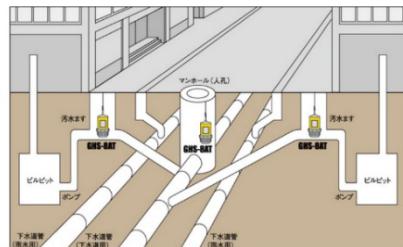
臭気の分布及び発生源を調べるため、長時間の平均ガス濃度を測定する検知管で、公共枠、雨水枠、マンホール、地上部の簡易的な測定を行い、**臭気発生エリアの絞込み**をします。



検知管

② 硫化水素連続測定器を用いた調査

検知管の調査で、絞り込んだエリアにおいて、拡散式硫化水素測定器を用い、硫化水素濃度の無人・連続モニタリングを行い、**具体的な発生源を特定**します。



連続測定器
(メーカーHPより)

③ 臭気調査の実績

年度	委託名	実施箇所	工期	業務内容
H26	駅前地区環境調査業務委託	駅前二丁目 外 地内	H26.4.22 ~ H26.10.31	臭気調査 N=11箇所
H28	下水道管臭気調査業務委託	駅前一丁目 外 地内	H28.6.13 ~ H28.12.22	巡回点検L=629.1m 硫化水素濃度測定N=12箇所
H29	下水道施設清掃調査業務委託単価契約	鳴神二丁目 外 地内	H29.5.1 ~ H30.3.31	雨水枠調査
H29	下水道管臭気調査業務委託	駅前二丁目 外 地内	H29.8.29 ~ H29.11.30	臭気調査 N=78箇所 再調査 N=4箇所

調査状況



(駅前大通りにおける調査)

(2) 現地調査

① ビルピットの現地調査

硫化水素測定器により連続測定した結果、硫化水素の発生頻度、時間、濃度から
悪臭の発生源と思われるビルピットについて、建物管理者立会いの現地調査を行います。

●事前準備

現地調査前に下水道台帳や排水設備確認申請書の写しを準備します。

●建物管理者からの聞き取り

別添の「調査表」を基に、建物の概要、ビルピットの構造、維持管理の状況などについて聞き取り調査を行います。また、ビルピットや配管の図面、清掃時の写真等があれば閲覧させてもらいます。

●ビルピットの調査

ガス検知器でビルピットの周辺の硫化水素濃度を測定し、安全を確認のうえピット内の硫化水素の測定を行います。ピットの内部については、スカム※の発生状況や汚水の滞留状況、フロートスイッチ※、タイマー、ばっき・攪拌装置※などの状態を「調査表」を基に確認するとともに、ビルピットへの流入前に除害施設がある場合は、油の除去などを併せて確認します。

(他人の土地への立ち入りに際しては、下水道法32条の証明書を携帯する)



ビルピットの調査状況

② 下水道本管の調査

硫化水素測定器による連続測定により、硫化水素の発生が疑われたエリアについて、管内TVカメラ調査により管内のたるみやズレによる滞水の状態を確認します。



下水管のたるみによる滞水

③ 防臭リングの調査

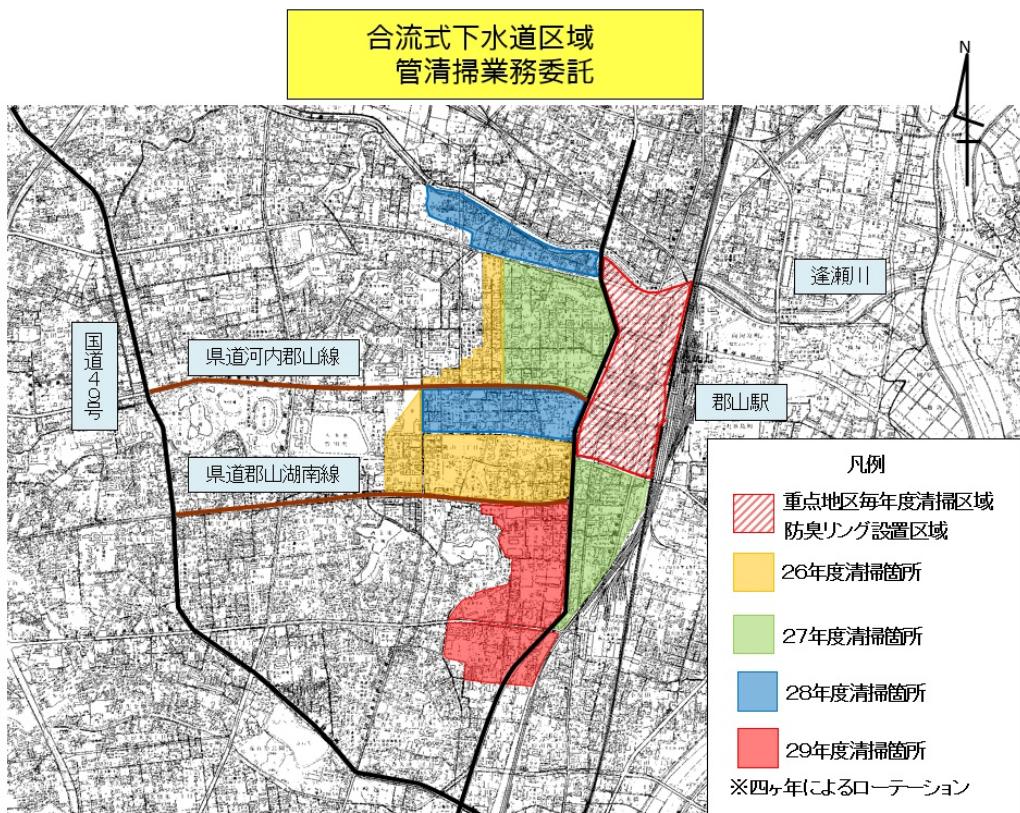
悪臭発生箇所周辺の雨水枠に防臭リング※が設置されているかを確認するとともに、既に設置箇所されている箇所についても、防臭リングが破損や劣化していないか確認します。(防臭リングの耐久年数 概ね2年程度)

4 上下水道局における対応

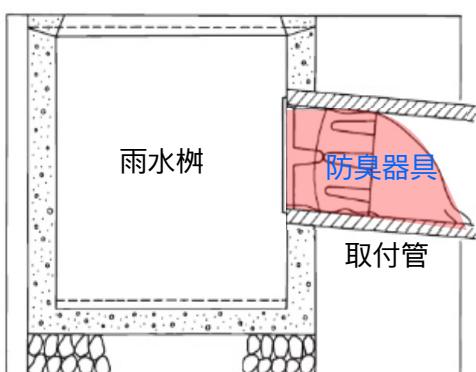
(1) 下水道施設での対策

上下水道局では、合流式下水道区域について、定期的に下水管や雨水枠の清掃を行い、施設の適正管理に努めています。

また、雨水枠からの臭いを防ぐため防臭器具を設置しています。



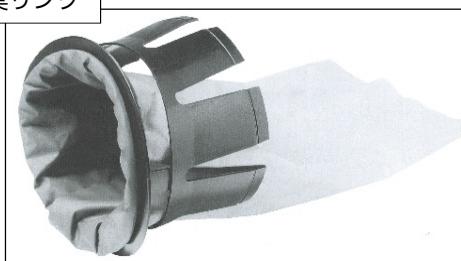
防臭器具



防臭キャップ



防臭リング



(2) 建物管理者への改善要請

硫化水素の測定結果及びビルピットの現地調査の結果、悪臭の要因と考えられるビルピットの建物管理者に、ビルピットの清掃や設備の改善等について、要請を行います。

ビルピット管理に関する関係法令

① 下水道法による規制

下水道法施行令においては、ビルピットに臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置について規定がありますが、これは平成16年4月1日に追加施行された条文であり、それ以前に設置されたビルピットは適用除外になるため、下水道法による改善命令等を発することは出来ません。(下水道法逐条解説)

② 悪臭防止法による規制

悪臭防止法第3条（規制地域）により、県及び市は、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制することとなっており、同法第4条（規制基準）により、必要に応じ当該地域を区分し、特定悪臭物質の種類ごとの規制基準を定めることとなっています。

また、第8条（改善勧告及び改善命令）において、悪臭原因物の排出が規制基準に適合しない場合において、その不快なにおいにより、住民の生活環境が損なわれていると認められるときは悪臭原因物の排出を減少させるための措置を執るべきことを勧告することが出来る。さらに勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置を執るべきことを命令出来ることになっています。

※ 郡山市告示第202号により、本市における（規制地域）及び（規制基準）が定められており、駅前周辺地区のビルピットにおける排水水量中の硫化水素規制値は、下記のとおりとなっています。

【規制地域】B区域：(商業地域)

【規制基準】3号規制（排出水の事業所の敷地外における基準）

硫化水素規制値

(排出流量 1ℓ/s未満)	0.336mg/ℓ
(排出流量 1~100ℓ/s)	0.072mg/ℓ
(排出流量 100ℓ/s以上)	0.0156mg/ℓ

大気中硫化水素濃度との関連性

国総研の研究成果によると概ね、大気中硫化水素濃度 100PPMを超えると悪臭防止法の規制値を超えているとの研究結果となっています。

(参考) 硫化水素中毒の症状

5 PPM	不快臭
10 PPM	中毒の恐れ、眼の粘膜の刺激限界
20 PPM	気管支炎、肺炎、肺水腫
350 PPM	生命の危険
700 PPM	呼吸麻痺、昏睡、呼吸停止、死亡

(厚生労働省ホームページを引用)

③ ビル衛生管理法による規制

床面積 3000 m²以上の百貨店、店舗、事務所について、施行規則第4条の3において建物管理者は排水に関する設備の清掃を 6ヶ月ごとに一回定期的に行わなければならぬことになっています。

要請・指導等の手順

大気中硫化水素濃度の測定結果が 100PPMを超え、立入調査において維持管理状態に問題があると考えられるビルピットについては、建物管理者に対し、清掃回数や設備の改善について、要請・指導等を行います。

① 改善の要請

悪臭による周辺への影響や苦情に基づき、下水道管理者として建物管理者へ改善の要請を行います。

(建物管理者への説明内容)

- 硫化水素測定結果、立入調査の結果、周辺への影響や苦情の内容等
- 硫化水素発生を防止するためのビルピットの維持管理や設備の改善の方法
 - ・ビルピットの清掃回数や頻度 グリーストラップ※の点検や清掃
 - ・ビルピットの改善方法（具体的な改善方法は P10）
- 悪臭防止法、ビル衛生管理法における規制

要請後、一定期間を経過しても改善が見られない場合は、汚水柵における排水水量中の硫化水素濃度測定（悪臭防止法施行規則第4条に定める方法）を行い、悪臭防止法の規制値を超過していることを確認したうえで、悪臭防止法に基づく行政指導について、環境保全センターへ依頼をします。

② 改善の指導

環境保全センターと連携し、悪臭防止法に基づき、建物管理者に対しビルピットの改善について行政指導を行います。

③ 改善の勧告・命令

悪臭防止法においては、悪臭が規制基準を超過し、なお且つ、住民の生活環境が損なわれていると認められるときは、悪臭の排出を減少させるための措置を執るべきことを勧告することが出来ます。さらに勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置を執るべきことを命令することになっています。

(3) 対策効果の確認・追跡調査

●悪臭対策の効果を確認するため、大気中の硫化水素濃度の測定値が高かったポイントについては、市において追跡調査を行います。また苦情通報者にも定期的に確認します。

(原則1回、前年調査と同じ時期に行う：季節により臭気の感じ方が変わる)

●ビルピットの管理者には、ヒアリング時に確認した清掃予定時期の後に、清掃の実施状況及び設備の改善状況を確認します。

(設備の改善は清掃時に行うものが多いため、同時に確認する。)

5 建物管理者における対応

ビルピットから悪臭が発生している場合や、屋内の排水設備が原因で悪臭が拡散している場合など、建物側に悪臭の原因がある際は、**建物の所有者・管理者が対策を講じる必要があります。**

(1) ビルピットの管理について

ビルピットの清掃

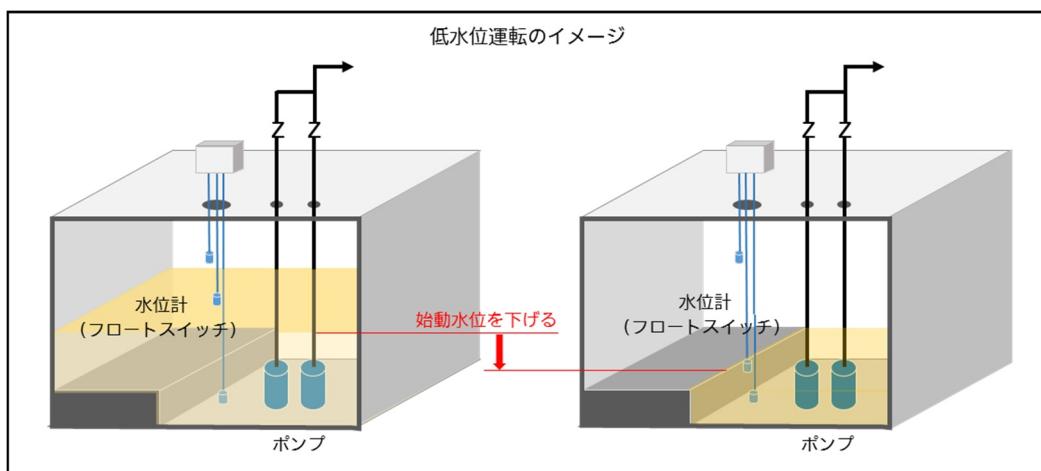
「ビル衛生管理法」では、特定建築物（延べ面積 3000 m²以上の事務所、店舗等）については、6ヶ月以内ごとに1回の定期清掃が義務付けられています。また、東京都の指導要綱においては、4ヶ月に1回以上の清掃を求めているなど、4～6月に一回以上の清掃を行うことが必要です。特に、油等を多く使用する飲食店の排水が流入するビルピットについては、排出水が下水道条例第9条の2で定められている水質基準を超えないよう、油を分離するための除害施設※（グリーストラップ）の清掃をこまめに行い、ビルピットへの油の混入を防止する必要があります。

設備の改善方法

ビルピットにおける硫化水素の発生は、汚水が長時間ビルピット内に滞留し、汚水が腐敗することが原因であることから、短時間でピットの外へ排出する手法が有効です。

① 低水位運転による改善

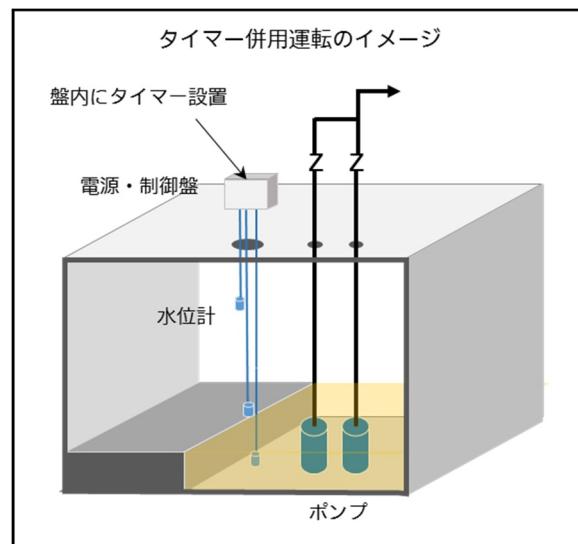
排水ポンプの始動水位を下げるにより、汚水が長時間ビルピット内に滞留することを防止します。ビルピットの清掃時にポンプのフロートスイッチの調整を行うだけの対応なので、費用はあまりかからない。



② タイマー併用運転による改善

排水ポンプの運転を水位とタイマー併用方式とし、短時間で排水する設定にすることで、汚水が長時間ビルピット内に滞留することを防止します。

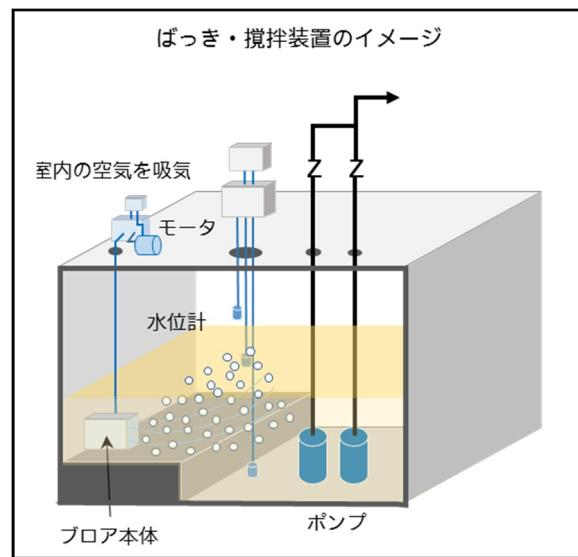
タイマーの設置費用が必要となります。



③ ばっ気・攪拌装置による改善

ピット内の汚水の腐敗を防止するため、ばっ気・攪拌する装置を設置します。

ばっ気・攪拌装置の設置・管理費用が必要になります。



※ 上記の方法のほか、ピットを小さくして、汚水を短時間で排出する方法や希釈水を供給し、汚水を腐敗しにくくする方法などがあります。

(2) 建物内排水管の確認・修繕について

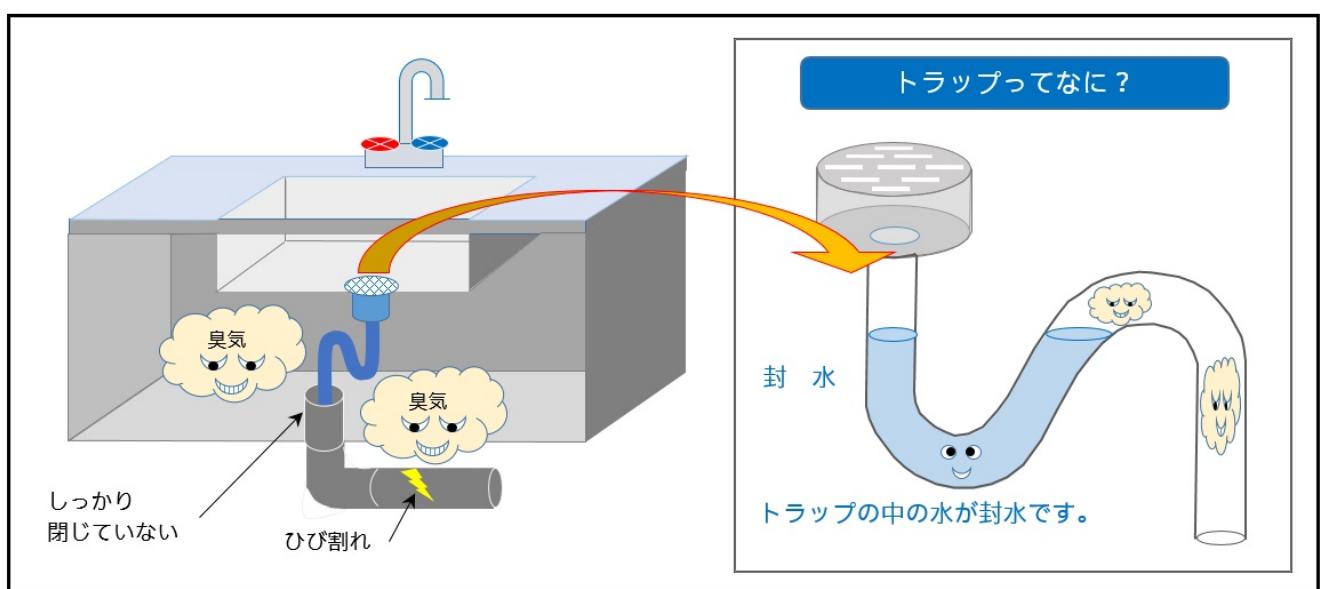
建物内の排水管や排水器具などが経年劣化等により破損し、**破損箇所が原因となり、臭気が建物内に拡散**することがありますので、下記の点などについて確認を行います。

● ト ラ ッ プ の 確 認

必要な場所にト ラ ッ プが設置されているか、また、ト ラ ッ プ内に水が満たされているか確認します。

● 排水管の破損や接続不良等の確認

宅内の排水管に破損箇所や接続不良がないか確認し、悪臭が漏れていると思われる箇所を修繕します。



具体的な調査や修繕の出来る業者を紹介して欲しい時は

「郡山市管工事協同組合」・・・宅内排水設備の新設及び修繕

〒963-8861 郡山市鶴見坦一丁目 6-37 TEL 024-922-9040

「日本下水管路管理業協会（福島県部会、郡山担当）」・・・宅内排水設備の清掃・カメラ調査

〒963-0015 郡山市南一丁目 22 TEL 024-983-1201

参 考 資 料

用語解説

【ビルピット】

ビルの地下にある厨房やトイレ等から排出された下水を、ポンプでくみ上げるため、一時的に地下に貯留するため設置された排水槽。

【硫化水素ガス】

硫黄と水素の無機化合物で無色の気体、腐卵臭を持つのが特徴。下水道においては悪臭の原因となるほか、下水管等の腐食の原因ともなる。

【防臭トラップ】

建物等の排水管の途中で水を溜める構造とすることにより、下水管からの悪臭やガスを遮断する器具。

【スカム】

下水の貯留槽に発生し、水面に浮いてきた厨芥、油脂、汚泥等で生成されたスポンジ状の汚物

【フロートスイッチ】

ビルピット内のポンプの始動と停止を制御する浮き型のスイッチ。フロートが浮力で押し上げられることにより、スイッチが入る仕組みとなっている。

【ばっ気・攪拌装置】

ビルピット内の下水を腐らせないために、ピット内に空気を送り込み、酸素を供給する装置

【防臭リング】

下水管内の悪臭（硫化水素）が地上部に拡散しないよう、雨水枠と取り付け管の接続部に設置する逆止弁。

【除害施設】

下水道条例で定められた水質基準を超える恐れがある汚水に含まれる有害物質を、公共下水道に流す前に除去するための施設。

【グリーストラップ】

飲食店等で油脂を含んだ排水を、そのまま流さず一時せき止め（トラップ）溜めておく装置。いくつかのブロックに分かれ、徐々に油脂分を分離します。

関係法令

下水道法（昭和33年法律第79号）

(この法律の目的)

第一条

この法律は、流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もつて都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

(排水設備の設置等)

第十条

公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従って、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設（以下「排水設備」という。）を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。

- 一 建築物の敷地である土地にあっては、当該建築物の所有者
 - 二 建築物の敷地でない土地（次号に規定する土地を除く。）にあっては、当該土地の所有者
 - 三 道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路をいう。）その他の公共施設（建築物を除く。）の敷地である土地にあっては、当該公共施設を管理すべき者
- 2 前項の規定により設置された排水設備の改築又は修繕は、同項の規定によりこれを設置すべき者が行うものとし、その清掃その他の維持は、当該土地の占有者（前項第三号の土地にあっては、当該公共施設を管理すべき者）が行うものとする。
 - 3 第一項の排水設備の設置又は構造については、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならない。

下水道法施行令 (昭和 34 年政令第 147 号)

(排水設備の設置及び構造の技術上の基準)

第八条

法第十条第三項 に規定する政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

十一 汚水を一時的に貯留する排水設備には、臭気の発散により生活環境の保全上
支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。

※ 下水道法施行令第 8 条第 11 号は、平成 16 年 4 月 1 日に追加施行された。

郡山市下水道条例 (昭和 40 年郡山市条例第 87 号)

(除害施設の設置等)

第 9 条の 2 法第 12 条第 1 項の規定により、次に定める基準に適合しない水質の
下水(水洗便所から排除される汚水を除く。)を継続して排除して公共下水道を使用
する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

- (1) 温度 45 度未満
- (2) 水素イオン濃度 水素指数 5 を超え 9 未満
- (3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
 - ア 鉛油類含有量 1 リットルにつき 5 ミリグラム以下
 - イ 動植物油脂類含有量 1 リットルにつき 30 ミリグラム以下

悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）

(目的)

第一条

この法律は、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

(規制地域)

第三条

都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。次条及び第六条において同じ。）は、住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域その他の地域を、工場その他の事業場（以下単に「事業場」という。）における事業活動に伴って発生する悪臭原因物（特定悪臭物質を含む気体又は水その他の悪臭の原因となる気体又は水をいう。以下同じ。）の排出（漏出を含む。以下同じ。）を規制する地域（以下「規制地域」という。）として指定しなければならない。

(規制基準)

第四条

都道府県知事は、規制地域について、その自然的、社会的条件を考慮して、必要に応じ当該地域を区分し、特定悪臭物質の種類ごとに次の各号の規制基準を当該各号に掲げるところにより定めなければならない。

一 事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む気体で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地の境界線の地表における規制基準 環境省令で定める範囲内において、大気中の特定悪臭物質の濃度の許容限度として定めること。

二 事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む気体で当該事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における規制基準 前号の許容限度を基礎として、環境省令で定める方法により、排出口の高さに応じて、特定悪臭物質の流量又は排出気体中の特定悪臭物質の濃度の許容限度として定めること。

三 事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む水で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地外における規制基準 第一号の許容限度を基礎として、環境省令で定める方法により、排出水中の特定悪臭物質の濃度の許容限度として定めること。

(規制地域の指定等の公示)

第六条

都道府県知事は、規制地域の指定をし、及び規制基準を定めるときは、環境省令で定めるところにより、公示しなければならない。これらを変更し、規制地域の指定を解除し、又は規制基準を廃止するときも、同様とする。

(規制基準の遵守義務)

第七条

規制地域内に事業場を設置している者は、当該規制地域についての規制基準を遵守しなければならない。

(改善勧告及び改善命令)

第八条

市町村長は、規制地域内の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出が規制基準に適合しない場合において、その不快なにおいにより住民の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該事業場を設置している者に対し、相当の期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、悪臭原因物を発生させている施設の運用の改善、悪臭原因物の排出防止設備の改良その他悪臭原因物の排出を減少させるための措置を執るべきことを勧告することができる。

2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。

3 前項の規定による措置は、当該事業場の存する地域が規制地域となった日から一年間は当該事業場を設置している者について、当該事業場において発生する悪臭原因物の排出についての規制基準が新たに設けられた日から一年間は当該事業場を設置している者の当該悪臭原因物の排出について、とることができない。

4 第二項の規定による措置は、当該事業場において発生する悪臭原因物の排出についての規制基準が強化されたときは、その日から一年間、その排出が強化される前の規制基準に適合している場合について、とることができない。

5 市町村長は、小規模の事業者に対して第一項又は第二項の規定による措置を執るべきときは、その者の事業活動に及ぼす影響についても配慮しなければならない。

(水路等における悪臭の防止)

第十六条

下水溝、河川、池沼、港湾その他の汚水が流入する水路又は場所を管理する者は、その管理する水路又は場所から悪臭が発生し、周辺地域における住民の生活環境が損なわることのないように、その水路又は場所を適切に管理しなければならない。

(罰則)

第二十四条

第八条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

郡山市告示第202号

悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第3条の規定により工場その他の事業場（以下単に事業場という。）における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域並びに同法第4条第1項の規定により特定悪臭物質を含む気体の事業場の敷地の境界線の地表における規制基準、特定悪臭物質を含む気体の事業場の煙突その他の気体排出施設の排出口における規制基準及び特定悪臭物質を含む排出水の事業場の敷地外における規制基準を次のとおり定め、平成9年4月1日から施行する。

その関係図面は、郡山市公害対策センターにおいて一般の縦覧に供する。

平成9年3月26日

郡山市長 藤森英二

1 事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域

区域の区分	規制地域
A区域	1 第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び近隣商業地域 2 富久山町久保田の区域のうち、宇本木の区域、宇我妻及び宇岡ノ城の区域（JR東北本線軌道用地東側境界線以東の区域に限る。）並びに宇前田、字深田及び宇釜沼の区域（JR磐越東線軌道用地西側境界線以西の区域に限る。） 富久山町福原の区域のうち、字塩島、宇前物打、字五斗蒔田、字明神、字大師前、字大塚、字大南、字道ノ窪、字東苗内、字八斗蒔田及び字中の区域、字水穴、字長沼、字陣場及び字上台の区域（JR磐越東線軌道用地北側境界線以北の区域に限る。）並びに字鳴伊賀、字三斗蒔田、字水尾沢及び字境田の区域（JR東北本線軌道用地東側境界線以東の区域に限る。）
B区域	商業地域及び準工業地域
C区域	工業地域（A区域の2に掲げる区域を除く。）及び工業専用地域

備考

この表において「第1種低層住居専用地域」、「第1種中高層住居専用地域」、「第2種中高層住居専用地域」、「第1種住居地域」、「第2種住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」及び「工業地域」とは、都市計画法（昭和43年法律100号）第8条第1項の規定により同項第1号に掲げる地域として定められた地域をいう。

2 規制基準

(1) 特定悪臭物質を含む気体の事業場の敷地の境界線の地表における規制基準（単位ppm）

特定悪臭物質の種類	A区域	B区域	C区域
アンモニア	1	2	5
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01
硫化水素	0.02	0.06	0.2
硫化メチル	0.01	0.05	0.2
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07
アセトアルデヒト	0.05	0.1	0.5
プロピオンアルデヒト	0.05	0.1	0.5
ノルマルブチルアルデヒト	0.009	0.03	0.08
イソブチルアルデヒト	0.02	0.07	0.2
ノルマルバレルアルデヒト	0.009	0.02	0.05
イソバレルアルデヒト	0.003	0.006	0.01
イソブタノール	0.9	4	20
酢酸エチル	3	7	20
メチルイソブチルケトン	1	3	6
トルエン	10	30	60
スチレン	0.4	0.8	2
キシレン	1	2	5
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01

(2) 特定悪臭物質を含む気体の事業場の煙突その他の気体排出施設の排出口における規制基準事業場の敷地の境界線の地表における規制基準を基礎として悪臭防止法施行規則

(昭和47年総理府令第39号) 第3条に定める方法により算出して得た流量とする(メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒト、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉酸及びイソ吉草酸を除く。)。

(3) 特定悪臭物質を含む排出水の事業所の敷地外における規制基準

事業場の敷地の境界線の地表における規制基準を基礎として悪臭防止法施行規則第4条に定める方法により算出して得た濃度とする(アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒト、プロピオンアルデヒト、ルマルブチルアルデヒト、イソブチルアルデヒト、ノルマルバレルアルデヒト、イソバレルアルデヒト、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)。ただし、メチルメルカプタンについては、この方法により算出した排出水量中の濃度の値が1リットルにつき0.002ミリグラム未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は、当分の間、1リットルにつき0.002ミリグラムとする。_

建築物における衛生的環境の確保に関する法律

【ビル衛生管理法】(昭和 45 年法律第 20 号)

(目的)

第一条

この法律は、多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理に関し環境衛生上必要な事項等を定めることにより、その建築物における衛生的な環境の確保を図り、もつて公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする。

(建築物環境衛生管理基準)

第四条

特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するものは、政令で定める基準（以下「建築物環境衛生管理基準」という。）に従って当該特定建築物の維持管理をしなければならない。

ビル衛生管理法 施行令 (昭和 45 年政令第 304 号)

(特定建築物)

第一条

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める建築物は、次に掲げる用途に供される部分の延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第三号に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。）が三千平方メートル以上の建築物及び専ら学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（第三号において「第一条学校等」という。）の用途に供される建築物で延べ面積が八千平方メートル以上のものとする。

- 一 興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場
- 二 店舗又は事務所
- 三 第一条学校等以外の学校（研修所を含む。）
- 四 旅館

(建築物環境衛生管理基準)

第二条

法第四条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 二 給水及び排水の管理は、次に掲げるところによること。
 - ハ 排水に関する設備の正常な機能が阻害されることにより汚水の漏出等が生じないように、当該設備の補修及び掃除を行うこと。

ビル衛生管理法 施行規則

(排水に関する設備の掃除等)

第四条の三

特定建築物維持管理権原者は、排水に関する設備の掃除を、六月以内ごとに一回、定期に行わなければならない。

2 特定建築物維持管理権原者は、厚生労働大臣が別に定める技術上の基準に従い、排水に関する設備の補修、掃除その他当該設備の維持管理に努めなければならぬ。

「下水道に関する悪臭対策マニュアル」

発行・編集 郡山市上下水道局 下水道保全課

住 所 〒963-8016 福島県郡山市豊田町1番4号

電 話 024-932-7663

F A X 024-939-5820

E メール gesui_hozan@city.koriyama.fukushima.jp